

京都市告示第132号

平成21年12月1日京都市告示第349号(上京区要保護児童対策地域協議会の設置)
の一部を次のように改めます。

平成28年5月16日

京都市長 門川大作

第3項(要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号)の表を次のように改めます。

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市上京区役所福祉部	第1号
京都市上京区役所保健部	第1号
鶴山保育所	第1号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第1号
京都市教育委員会生涯学習部	第1号
京都市立北総合支援学校	第1号
上京消防署	第1号
上京警察署	第1号
社団法人 上京東部医師会	第2号
社団法人 西陣医師会	第2号

社会福祉法人 和敬学園	第2号
社会福祉法人 京都市上京区社会福祉協議会	第2号
京都市児童福祉法等施行細則第14条に基づき認可された上京区内の保育所	第2号
京都市上京歯科医師会	第3号
京都市小学校長会上京支部	第3号
京都市立中学校長会北・上京支部	第3号
公立幼稚園長会	第3号
私立幼稚園上京地区園長会	第3号
上京区内児童館学童保育所代表	第3号
上京民生児童委員会	第3号
京都市長が指定する者	第3号

(上京区役所福祉部支援保護課)